

# 協 定 書



公益社団法人地盤工学会中部支部

一般社団法人中部地質調査業協会

## 災害時における調査の相互協力に関する協定

公益社団法人地盤工学会中部支部（以下「甲」という。）と、一般社団法人中部地質調査業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における調査に関する相互協力に対し、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象によって災害が発生した場合の調査に関する相互協力の方法を定め、もって被災メカニズムの解明および被害の拡大防止、被害施設の早期復旧、調査に関する技術の向上に資することを目的とする。

### （調査の実施範囲）

第2条 調査の範囲は、公益社団法人地盤工学会中部支部管内とする。

### （協力の内容）

第3条 甲および乙は、災害が発生し、被災状況を調査する必要があると認めるときは、互いに被災状況の調査に関する協力を打診することができるものとする。

2 甲および乙は、前項に定める打診があったときは、この調査に可能な限り協力するものとする。

3 本協定は、甲および乙が既に締結している他の相互協力に関する調査および技術支援等の協定を妨げるものではない。

### （連絡体制）

第4条 甲および乙は、前条第1項の要請に係る連絡体制を事前に定め、互いに報告するものとし、変更が生じた場合、その都度報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 調査に要した費用は、原則として、調査に携わった甲、乙または甲と乙それぞれの構成員の負担とする。

甲と乙の両方にまたがって生じる費用は、別途協議して費用負担を決定する。

### （有効期限）

第6条 本協定の期間は、協定を締結した日から2020年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙のいずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として、甲または乙が、調査に関する相互協力を要請した場合は、可能な限り双方がこれに応じるものとする。

(成果の公表)

第8条 成果を公表する場合には、甲および乙が関係者と協議した上で行うものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に疑義が生じた時は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲および乙が捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成31年 3月 12日

甲 公益社団法人 地盤工学会中部支部 支部長

野田 利弘



乙 一般社団法人 中部地質調査業協会 理事長

伊藤 重和

